

中小企業の販路拡大の支援等について

別添 4

中小企業をとりまく
経済面、社会面の課題

- 一部に持ち直しの動きが見られるものの、引き続き厳しい経済状況
- 個人消費の冷え込み
- デフレ傾向
- 大企業の内製化傾向

中小企業が抱える課題

- 売上の不振: 7割
- 利益の減少: 6割
- 過当競争の激化: 3.5割

緊急雇用・経済対策の重点

資金繰り支援 + 販路拡大支援

1. 展示商談会の開催等

リーディング産業展

農商工連携フェア

ものづくり販路開拓事業

顧客に愛される商品づくり事業

芸術大学連携

3. 商品のブラッシュアップ

2. 展示商談会出展・マッチング支援

大都市圏販路開拓事業

大都市圏商談会出展支援
(買いませ大阪、神戸BA等)

産業支援センター
下請けあっせん

商社連携

新産業創出促進調達事業

地域商社機能活用事業

がんばる商店街応援隊

4. マーケティング支援・顧客誘引

市場化支援事業

緊急経済対策
試作品づくり支援事業

地域資源関連商品販路開拓

ベンチャーサポート委員会

○目的・考え方

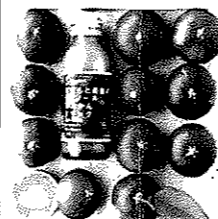
- ・地域産業の活力の維持・向上を図るためには、地域の強みとなる資源に着目したビジネスを創出し、地域に波及力のある産業を成長させることが重要です。
- ・また、地域資源活用産業は、その経済活動のなかで、地域力・人間力・創造力などの地域のもつ力を生かすことで、地域の文化、誇り、魅力、価値を高めていける要素を併せ持ちます。
- ・そのため、県では、国の制度を活用しつつ、県内各地域の豊かな地域資源と地域の「知恵」「やる気」を活かした地域が主体となったビジネスが生まれる環境づくりを農水商工部が一体となって推進しています。

○本県の地域資源と活用事業例

・中小企業地域資源活用促進法においては、農林水産物、産地の技術、観光資源の3分野で169の地域資源を指定。今後においても、活用ポテンシャルを持つ地域資源を発掘・磨き上げ。

【農林水産物】55品目

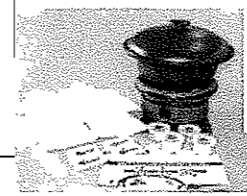
真珠、松阪牛、伊勢えび、蓮台寺柿、まこも、熊野地鶏 等



青みかんどリンク(有)杉本農園 連携体 (御浜町)

【産地の技術】51品目

伊賀くみひも、四日市萬古焼、伊勢形紙、伊勢たくあん、尾鷲海洋深層水等



萬来鍋 ミナミ産業(株) (四日市市)

【観光資源】63カ所

湯の山温泉、御殿場海岸、赤目四十八滝、鳥羽の離島、丸山千枚田等



ウエルネスの旅 (株)アーリーバード (伊勢市)

平成22年度 の取組

平成22年度においては、これまでの取組を踏まえて、本県の地域資源活用産業の幅広い展開を促進するため、スタートアップ支援から、販路開拓、事業伸張に向けた生産基盤の拡大等、地域資源を生かしたビジネスの各段階(ステージ)に応じた支援策を拡充しました。

素材発掘・連携体の形成促進

- バイオトレジャー発見事業(マーケティング室)
 - ・地域の資源を外部の専門家の視点で鑑定
- みえ農商工連携推進事業(科学技術・地域資源室、産業支援センター)
 - ・専門コーディネータによる連携促進
- 「みえの食」魅力づくり応援事業(マーケティング室、農林水産支援センター)
 - ・アドバイザーによる生産者と事業者の連携促進

人材の育成

- 三重ブランドアカデミー事業(マーケティング室)
 - ・商品づくりのノウハウを学習
- 農商工連携等人材育成事業(県団体中央会、国)
 - ・農商工連携に必要な知識の研修

新商品等の開発促進

- 地域コミュニティ応援ファンド(商工振興室、産業支援センター)
 - ・年間予算額 約7000万円
 - ・新商品・新サービスの開発支援等
 - ・助成率2/3 助成上限額200万円
 - ・交付決定件数:69件
- 農商工連携推進ファンド(科学技術・地域資源室、産業支援センター)
 - ・年間予算額 約3500万円
 - ・新商品・新サービスの開発支援等
 - ・助成率2/3 助成上限額4~500万円
 - ・交付決定件数:3件

○食発・イノベーション創造拠点事業

(三重大学、工業研究所)
 ・H22年度内に食品関連研究機器を整備
 ・研究開発支援、機器開放

●法認定に伴うハンズオン支援等

(中小機構)
 ・課題に応じて専門家によるアドバイス
 ・最大3000万円(補助率2/3)の補助金による支援
 ・認定件数:地域資源19件、農商工7件

販路の開拓促進

○地域資源関連商品販路開拓支援事業(科学技術・地域資源室)
 ・近隣都市圏で展示即売会の開催

○みえ農商工連携フェア開催事業

(科学技術・地域資源室)
 ・県内農林水産加工品を一同に集めた展示即売イベント、試作品大会等
 ・開催日:平成22年10月24日
 ・場所:松阪農業公園「ベルファーム」

●首都圏・海外市場開拓支援事業

(マーケティング室)
 ・スーパーバイサーや県産品流通拠点による販路開拓支援

●「みえの食」魅力づくり応援事業

(マーケティング室、農林水産支援センター)
 ・名古屋圏等におけるマッチング商談会

●地域産品販路開拓機会提供

支援事業(中小企業庁)
 ・展示・商談会の開催、百貨店等における販売スペースの設置

生産基盤の強化

○地域資源活用型産業活性化支援事業(科学技術・地域資源室)
 ・設備機器導入に対する支援
 ・補助率1/2 補助上限額600万円

●農商工等連携促進施設整備支援事業

(東海農政局)
 ・生産、加工施設に対する支援
 ・補助率1/2 補助上限額 未定

さらなる事業の伸張

○地域資源活用“お見事”企業プロモーション事業(科学技術・地域資源室)
 ・地域資源の活かし方が優れた事業者を選定し、プロモーション活動を実施。
 ・平成22年7月公募開始(予定)

○本県の地域資源活用型産業を取り巻く主な環境要因

【強み】

- ・農林水産物、観光資源とも全国的に有名な地域資源が存在
- ・食文化が多様
- ・新商品開発意欲のある事業者が多い
- ・高速交通網による輸送が容易
- ・ファンド等による長期の支援制度が存在

【チャンス】

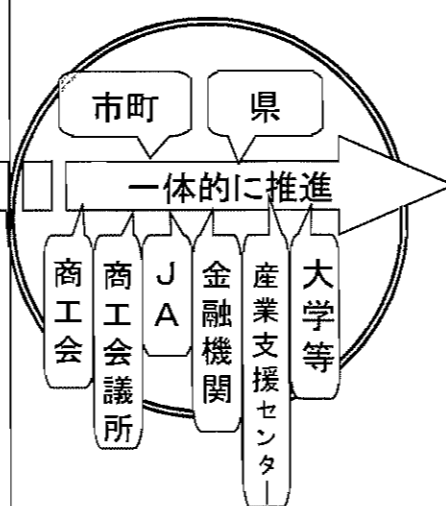
- ・地域産品を好む消費者が増加
- ・平成25年の遷宮により三重県に注目
- ・東紀州地域まで高速道が開通
- ・全国的なB級グルメブーム

【弱み】

- ・「三重」の全国的な知名度は高くない
- ・地場産業の低迷が続いている
- ・地域資源活用する事業者の規模は小
- ・マーケットインの商品開発が少ない

【ピンチ】

- ・全国的に同様取組が活発化、競合激化
- ・生産者、消費者とも高齢化の進行
- ・デフレによる高単価商品の不振



○今後の展開方向

(強みを伸ばして弱みを克服)

- ・多様な地域資源の積極的な利活用による新たなビジネス展開・拡大を促進
- ・地域資源活用商品の販路拡大の支援を充実
- ・消費者ニーズの把握のためのマーケティング支援を強化

(チャンスを捉えてピンチを回避)

- ・遷宮等メディアの注目を捉えた地域資源活用商品のPR活動を充実
- ・地域資源のさらなる掘り起こしと県域・外での農商工連携の推進
- ・産学官連携研究等により高品質・高付加価値の商品開発を促進

市町、関係団体等との連携・推進体制を強化

中小企業、農林水産業など幅広い地域の産業の活性化による地域活力の向上

1 制定に向けた背景

三重県の観光振興の取組

本県は、これまで観光振興を、県政の最重要課題の一つに位置づけ、観光振興プランの策定、観光局の設置など、国に先がける形で取組を進めてきた

- 平成16年11月 三重県観光振興プランを策定
- 平成18年 4月 観光局を設置
- 平成19年 4月 観光局東京駐在及び名古屋駐在を配置
- 平成20年 4月 観光局伊勢市駐在を配置
- 平成20年 9月 三重県観光振興プラン第2期戦略を策定

三重県観光を取り巻く環境の変化

- 長引く経済不況による観光需要の減少
- 平成21年3月からの高速道路料金の休日特別割引及び22年6月28日からの実施が予定されている同料金の無料化（社会実験）に伴う観光行動の変化
- 中国における個人向け観光ビザの発給要件の段階的な緩和
- ゴールデンウィーク等における休日分散化の動き 等

＜全国基準による観光レクリエーション入込客数（実数）の推移＞

H17 31,486千人 → H20 33,558千人 → H21 33,698千人 → H22 34,000千人（目標）

環境変化に的確に対応し、三重県が魅力ある観光地として今後も選ばれ続けるためには、強靱な観光構造の構築が求められる

遷宮後も持続する観光入込を確保し、産業としての観光を、より確かなものとするため、三重県観光の持続的な発展のあり方について、検討を実施

条例という形で、三重県観光の進展を担うそれぞれの主体の役割を明らかにし、遷宮後もにらんだ今後の方向性を定めていく！

2 制定の意義

- 県、市町、県民、観光事業者、観光関係団体等、さまざまな主体の責務・役割を明らかにし、官民一体となって三重の「観光力」を高める基盤とする
- 郷土三重の良さ（「美し国」、「常若」等）や地域の魅力の再発見を通じて、県民が地域への誇りと愛着を培う基盤とする
- 幅広く多様な分野の産業からなる観光産業の活性化により、広範囲にその効果を波及させ、「産業としての観光」を確固たるものとする基盤とする

将来にわたり、三重県観光の持続的な発展をはかる基盤にする！

3 検討にあたっての主な視点

県民の郷土への誇りと愛着の醸成（社会的効果）

地域資源の活用や地域の魅力の再発見・再認識を通じ、県民一人ひとりの郷土愛の育みを促進するとともに、県民自身が観光行動を活発化させ、豊かな県民生活の向上に観光を活用する

観光振興による地域経済の活性化（経済的効果）

多様な産業により構成される観光産業の特性を生かし、観光振興が地域経済の発展に寄与する効果等の共通認識を深めながら、「産業としての観光」をより確かなものとする

式年遷宮後も持続する強靱な観光構造の構築（さらなる構造変革）

①新たなツーリズムへの対応、②観光産業の高付加価値化への対応、③多様な主体の参画による観光地づくりへの対応によって、観光構造のさらなる変革を推し進める

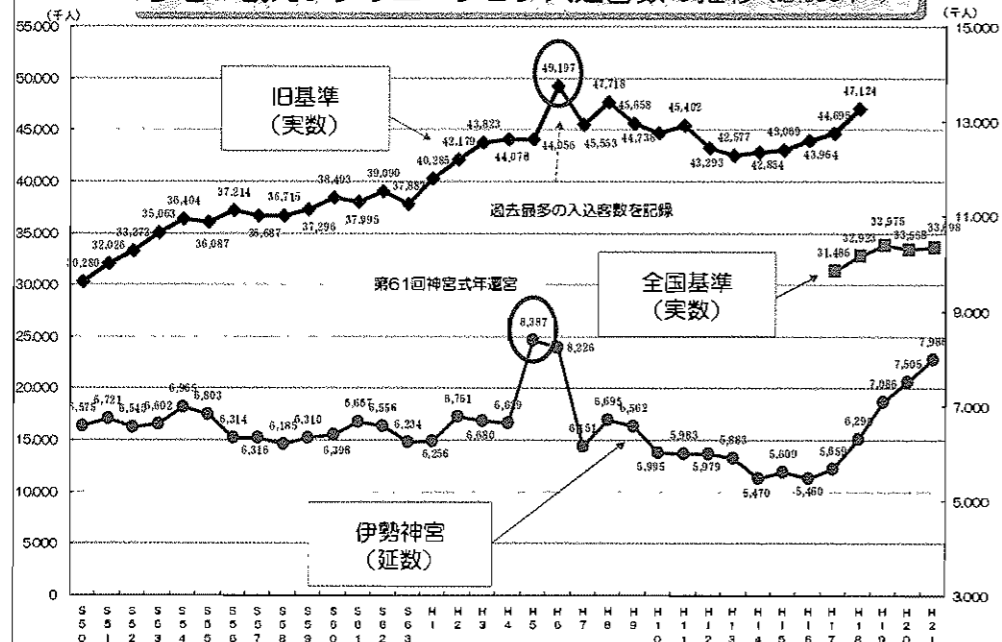
4 今後の進め方

今後も、さまざまな分野の関係者から意見を伺うとともに、県民からの提案もお聞きするほか、特に今年度前半においては、①県民・事業者アンケートの実施、②観光客実態調査の実施、③各主体との意見交換の実施、④講演会の開催、⑤有識者等からなる懇話会の設置、⑥県と市町との連携・協働協議会の開催など、三重県観光への期待や要望等について、幅広く意見聴取を行いたいと考えています。

これらの状況については、適時、県議会にも報告し、今後の進め方について、ご意見を頂戴してまいります。

なお、上程時期については、多くの関係者との間で共通認識を育み、合意形成をはかる過程を大事にするとともに、県民しあわせプラン第3次戦略策定の状況等も踏まえながら、適切な時期を検討していきます。

参考：観光レクリエーション入込客数の推移（昭和50年～）



参考：他県の制定状況

平成22年6月1日現在、全国では19道県で、観光振興条例を制定

- (S54年度) 沖縄県
- (H13年度) 北海道
- (H16年度) 高知県
- (H17年度) 長崎県
- (H18年度) 広島県
- (H19年度) 岐阜県、島根県、千葉県
- (H20年度) 愛知県、富山県、熊本県、新潟県
- (H21年度) 鹿児島県、徳島県、岩手県、鳥取県、神奈川県、和歌山県、愛媛県

※下線部は議員提案条例

三重県営サンアリーナ指定管理者審査基準及び配点

別添 7

①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査基準	配点
管理に対する基本方針	①-1 管理運営の基本方針が県の方針と合致しているか	10
	①-2 施設の特性や業務内容を理解しているか	10
利用者の公平、公正な利用	①-3 社会的弱者(老人、障害者)への配慮等、利用者の公平・公正な利用について考慮しているか	10
企業(団体)の社会的責任	①-4 企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境配慮(環境負荷に低減に関する取組)への対応は適切か	20
小 計		50

②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

審査項目	審査基準	配点
利用者の安全確保	②-1 利用者の安全の確保、事故防止対策は具体的で効果的なものであるか	20
	②-2 危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見や適切な措置の提案がなされているか	20
施設等の維持管理	②-3 維持管理は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか	10
	②-4 施設等の維持管理が効率的で安定的に行われる取組が提案されているか	10
危機管理体制や緊急時の対応	②-5 緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか	10
	②-6 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか	10
個人情報の保護への対応	②-7 個人情報保護を積極的に行うチェック体制や責任体制、職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか	20
小 計		100

③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点
施設等の利用促進	③-1 施設の稼働率を高めるための効果的で具体的な取組が提案されているか	20
	③-2 各種コンベンションや競技会の誘致活動を積極的に展開する具体的な提案がなされているか	10
	③-3 自主事業は具体的に独創性があり、集客交流につながる内容となっているか	10
	③-4 施設の魅力を積極的にPRするための効果的で具体的な広報の取組が提案されているか	10
サービス向上への取組	③-5 飲食サービス、物販サービス等は、利用者のニーズや利便性を考慮したものになっているか	10
	③-6 利用者の意見・要望・苦情の把握及び業務への反映などサービス向上のための積極的な姿勢がみられるか	20
他団体、地域との連携	③-7 他の団体との連携は具体的で効果的な提案がなされているか	10
	③-8 地域との協働の取組は具体的で効果的な提案がなされているか	10
	③-9 地域経済に貢献する具体的な提案がなされているか	10
利用料金の収受等	③-10 サービスの向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか	10
貸館業務の手続き	③-11 利用の申し込みから許可までの一連の手続きがシステム化され利用者にとって使いやすいものとなっているか	10
	③-12 利用者に対し、社会的弱者への配慮や環境負荷の低減を求める内容となっているか	10
成果目標	③-13 指定管理者自らが設定した成果目標は具体的で適切な内容となっているか	10
	③-14 県が設定した成果目標が達成できる具体的で適切な方法が提案されているか	10
小 計		160

④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること

審査項目	審査基準	配点
収支計画の積算の考え方	④-1 収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10
	④-2 提案された事業が十分実施できる計画となっているか	20
コスト削減の考え方	④-3 実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか	20
	④-4 県費負担額の軽減につながっているか	10
小 計		60

⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審査項目	審査基準	配点
法人等の組織体制	⑤-1 提案に沿った管理を実施するための人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか	20
法人等の財政的基礎	⑤-2 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか	20
人員配置、勤務体制	⑤-3 提案事業内容が実行できる業務内容に応じた人員配置、勤務体制となっているか	20
職員の人材育成方針、研修体制	⑤-4 人材育成方針、研修計画が効率的かつ適切なものとなっているか	10
小 計		70
合 計		440